

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県恩給給与細則
林業施設補助規則等の一部改正
出資の受人預り金及び金利等に関する法律施行細則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県木炭検査施行手続の一部改正
鳥取県果行造林施行手続の一部改正
- ◇告示 鳥取県治山事業施行規程等の一部改正

規則

鳥取県恩給給与細則をここに公布する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第二十二号

鳥取県恩給給与細則

知事ノ管掌ニ係ル恩給給与細則(大正十二年十二月鳥取県令第五十六号)の全部を改正する。

(この規則の目的)

第一条 この規則は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による恩給で知事の所管にかかるものの請求等の手続を定めることを目的とする。

(恩給請求書類の提出)

第二条 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号以下「規則」という。)の規定により本属庁を経て提出すべきことを定められた恩給請求書類は、退職当時の任命権者(市町村立の学校の公務員及びこれに準ずべき者)については、退職当時の任命権者並びに県教育委員会。以下「任命権者」という。)を経て知事に提出しなければならない。

(恩給請求書類の様式)

第三条 恩給請求書類は、おおむね別記第一号様式から第十五号様式までに準じて作成するものとする。

2 規則第七条第二項、第八条第二項、第十条第二項、

第十條ノ六第二項、第十二條第二項、第十二條ノ二第二項、第十三條第二項、第十三條ノ二第二項、第十五條第二項、第十六條第二項又は第十九條の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上部に「総代者」と明記しなければならない。

3 恩給請求書に添付すべき書類は、おおむね別記第十六号様式から第二十六号様式までに準じて作成するものとする。

(任命権者の事務)

第四條 任命権者において恩給請求書類を受け付けたときは、別記第二十七号様式から第三十一号様式までに準じて恩給金額計算書を作り、証拠書類を添附して、これを知事に送付しなければならない。但し、規則第二十二條第一項但書に規定する場合においては、恩給金額計算書を作らなければならない。

(恩給請求の却下)

第五條 恩給の請求を却下した場合においては、知事は、

請求者に対して直接その旨を通知するとともに、その要旨を任命権者に通知しなければならない。

(恩給証書等の誤りの訂正)

第六條 知事において、規則第二十五條の規定により誤りを訂正し、又は裁定の改訂をした場合においては、権利者に通知し、又は新証書を交付しなければならない。

(年金である恩給の支給期)

第七條 年金である恩給は、一月及び四月に支給するものにあつては、その月の十五日から末日まで(休日又は日曜日を除く。)(に、七月及び十月に支給するものにあつては、その月の十日から三十一日まで(休日又は日曜日を除く。)(にこれを支給する。

2 前項の規定にかかわらず前支給期月に支給しなければならなかつた恩給又は恩給を受ける権利が消滅した場合若しくは恩給の支給を廃止された場合におけるその期の恩給は、支給期月でない時期においても、これを支給する。

(年金である恩給の受給手続)

第八條 前条第一項に規定する支給期において恩給の支給を受けようとする者は、左の手続をしなければならない。

一 県内に居住する者は、前条第一項に規定する期日にその者があらかじめ指定する鳥取県本(支)金庫(以下「県金庫」という。)(に出頭して、恩給証書(恩給年額改定支給額票を含む。)(を提示し、県金庫の交付する用紙により恩給給与金領收証書を作成し、これを提出すること。

二 県外に居住する者及び恩給法第十一条第一項但書に規定する国民金融公庫等(以下「国民金融公庫等」という。)(は、恩給給与金請求書(別記第三十二号様式)を作成し、これを支給期月の五日までに知事に提出すること。

2 前条第二項の規定により支給期月でない時期において、恩給の支給を受けようとする者は、恩給給与金請求書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

3 第一項第一号に規定する手続により、恩給の支給を受けようとする者は、恩給支給金庫指定届(別記第三十三号様式)を当庁に、印かん届(別記第三十四号様式)を恩給の支給を受けようとする県金庫にそれぞれ提出しなければならない。但し、恩給の請求書に恩給の支給を受けようとする県金庫名を記載した者は、恩給支給金庫指定届は提出を要しない。

4 第一項各号に掲げる期限を経過したときは、その支給期月に支給しないことがある。

(恩給支給金庫の変更)

第九條 恩給受給者が恩給の支給を受けようとする県金庫を変更しようとするときは、恩給支給金庫変更届(別記第三十三号様式)を現に指定している県金庫を経営して当庁に提出しなければならない。

(届けている印かんの改印)

第十條 恩給受給者が届けている印かんを紛失し、損等により改印しようとするときは、その理由書(紛失による場合は警察署の証明をしたもの。)(を添え新たに印

かん、届を県金庫に提出しなければならない。

(恩給証書又は裁定通知書の再交付)

第十一条 規則第三十六条第一項の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別記第三十五号様式に準じて再交付申請書を作成し、左の書類を添附して、これを知事に提出しなければならない。

一 恩給証書又は裁定通知書を亡失したときは、亡失のてん、末及び亡失後においてとつた措置を記載した書類並びにその事実を証することのできるような警察署の証明書。但し、裁定通知書を亡失した場合においては、警察署の証明書を要しない。

二 恩給証書又は裁定通知書をき、損したときは、そのてん、末書及びき、損した恩給証書又は裁定通知書

第十二条 規則第三十六条第二項の規定により恩給証書の再交付を申請する者は、おおむね別記第三十六号様式に準じて再交付申請書を作成し、左の書類を添附してこれを知事に提出しなければならない。

一 申請者本人の最近の写真

二 恩給証書を提示することが困難な理由を詳記したてん、末書

2 前項の申請書には、現住所の警察署、領事官その他申請者が本人であることを知つている官公署から、本人であることの奥書証明を受けなければならない。

3 第一項第一号の写真は、申請書にはりつけ、前項の奥書証明をする官公署の割印を受けなければならない。

(恩給受給権調査票)

第十三条 規則第三十四条ノ三に規定する恩給受給権調査票は、別記第三十七号様式に準じて作成するものとする。

(この規則に定めがない場合の手続)

第十四条 恩給法による恩給で知事の所管にかかるものの請求等の手続について、この規則に定めがない場合においては、恩給給与細則(昭和二十八年総理府令第六十七号)によるのを例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、第七条から第八条までの改正規定は、昭和三十年四月渡分の恩給から適用する。

別記

第一号様式

普通 恩給 請求 書

年 月 日(職名)を退職したから、普通恩給を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本 籍

現 住 所

年

月

日

氏

名

鳥取県知事

殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一、請求者の氏名にはふりがなをつけること。

一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第二号様式

公務傷病に因る恩給請求書

年 月 日(職名)を退職したから公務傷病に因る恩給を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本 籍

現 住 所

年

月

日

氏

名

鳥取県知事

殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一、請求者の氏名にはふりがなをつけること。

一、支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第三号様式

公務傷病に因る恩給請求書

年 月 日(職名)を退職したところ、在職中の傷病が重くなったから、公務傷病に因る恩給を給与されたく証書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年 月 日

氏名

鳥取県知事 殿

支給具金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給具金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第四号様式

再審査請求書

年 月 日退職に因り普通恩給及び増加恩給を給与されていたところ、まだ傷病が回復していないから、再審査されたく証書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年 月 日

氏名

鳥取県知事 殿

支給具金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給具金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第五号様式

若年停止排除期間延長請求書

年 月以降公務に起因しない傷病のため若年停止を排除されていたところ、まだ傷病が回復していないから、若年停止排除期間を延長されたく証書類を添えて請求する。

本籍

現住所

年 月 日

氏名

鳥取県知事 殿

支給具金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給具金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第六号様式

公務傷病に因る恩給改定請求書

一 恩給証書記号番号
一 証書の日附
一 恩給年額
前記恩給を受給中のところ、加給の原因である者の員数が増加したから、年額を改定されたく証書類を添えて請求する。

本籍

現住所

年 月 日

氏名

鳥取県知事 殿

支給具金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給具金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第七号様式

一時恩給請求書

年 月 日(職名)を退職したから、一時恩給を給
与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第八号様式

扶助料請求書

公務員又は普通
通恩給権者 氏 名

右の者は、年 月 日死亡したから、扶助料を給
与されたく証拠書類を添えて請求する。

公務員又は普通恩給
権者との身分関係

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給具金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第九号様式

扶助料請求書

前扶助料権者 氏 名

右の者は、年 月 日失権したから扶助料を給与
されたく証拠書類を添えて請求する。

公務員又は普通恩給
権者との身分関係

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給具金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十号様式

扶助料証書書換請求書

扶助料権者 氏 名

右の者は、年 月 日失権したから、扶助料証書
を書き換えられたく証拠書類を添えて請求する。

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。
一、支給具金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十一号様式

加給員数の変動による扶助料改定請求書

一、扶助料証書記号番号

一、証書の日附

一、扶助料年額

前記扶助料を受給中のところ、加給の原因である遺族の員数が増加したから、年額を改定されたく証拠書類を添えて請求する。

本籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給員金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一、支給員金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十二号様式

扶助料停止申請書

扶助料権者 氏 名

右の者は、年 月 日以来その所在が不明であるから、扶助料を停止されたく証拠書類を添えて申請する。

公務員との身分関係

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十三号様式

扶助料転給請求書

扶助料権者 氏 名

右の者の所在不明に因る扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく証拠書類を添えて請求する。

公務員との身分関係

本籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給員金庫 ○ ○ 金庫

備考 一、請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一、支給員金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十四号様式

一時扶助料請求書

(公務員又は普通恩給権者の退職当時の官職名) 氏 名

右の者は、年 月 日死亡したから、恩給法第八十一条の規定により一時扶助料を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

公務員又は普通恩給権者との身分関係

本籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十五号様式

一時扶助料請求書

右の者は、
 年 月 日死亡したから、恩給法第八
 十一条の規定により一時扶助料を給与されたく証憑書類を添
 えて請求する。

公務員との身分関係

本籍
 現住所
 年 月 日

鳥取県知事 殿

氏名 名 ㊦

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十六号様式

履歴書

(退職当時の職名)

氏名 名 ㊦

年月日 記
 年 月 日 事 官公署名

右に相違ないことを証明する。

年 月 日

(退職当時の任命権者) 職名 名 ㊦

- 備考
- 一、学歴、位記、勲記、賞与等の記載は必要としない。
 - 二、任免、転任、昇格、昇給等は、順をおい、間隙のないように詳記すること。
 - 三、退職の事由(公務)起因しない傷病のため退職した者についてはその旨を明記すること。
 - 四、退職当時の任命権者は、他庁に関する事項については照会の上、これを詳記すること。

第十七号様式

現認証明書

(公務員の職名)

氏名 名

右の者は、
 年 月 日午前(後) 時(何)地
 において(何)に従事中(何)により(何)の事情の下に負
 傷(り病)したことを現認した。

年 月 日

(住所又は職名)

現認者 氏名 名 ㊦

備考 この証明書には、傷病当時の状況をなるべく詳細に記入し、現認者が多数あるときは、その二名以上が連署すること。

第十八号様式

事実証明書

(公務員の職名)

氏名 名

右の者は、
 年 月 日から(何)に従事中
 年 月 日(何)の状況において(何)に従事し
 日頃から(何)の症状があることを訴えその後(何)
 の処置を施した。

右証明する。

年 月 日

所属長 氏名 名 ㊦

備考 この証明書には、公務傷病の原因である事実を詳細に記入すること。

第十九号様式

業務災害補償に関する証明書

補償を受ける者 氏 名 ㊦

一 補償の種類

一 障害補償の障害程度

一 補償の金額

一 補償を受ける事由の発生した年月日

右に相違ない事を証明する。

年 月 日

職 名 ㊦

第二十号様式

増加恩給の加給の原因である者の員数の減少申立書

(増加恩給受給者) 氏 名

右の者は、年 月 日死亡(若しくは成年に到達又は受給者と生計を異にしたこと)に因り、加給の原因である者の員数が減少したことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 ㊦

第二十一号様式

総代者選任届

(公務員又は恩給権者との身分関係) 氏 名

右の者は、左記の者全員の総代者として恩給の請求及び支給の請求をするものであることを届け出る。

年 月 日

本籍 現住所 氏 名 ㊦

現住所 氏 名 ㊦

第二十二号様式

増加恩給の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名 増加恩給請求者との身分関係 生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 ㊦

備考 生計関係欄には、増加恩給受給者と同居する者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

第二十五号様式

扶助料の加給の原因である遺族に加えられる者の生計関係申立書

加給の原因である遺族に加えられる者の氏名

分	関	係	生	計	関	係
公務員との身	公務員死亡当時	扶助料改定請求	生	計	関	係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

備考

一、生計関係公務員死亡当時の欄には、公務員死亡当時これと同居していた者について、その同居関係を明記し、これと同居しては、その同居関係を公務員の死亡時までのこの生活との相互依存関係を詳記すること。

第二十三号様式

扶助料を受けようとする者の生計関係申立書

扶助料を受けようとする者の氏名

分	関	係	生	計	関	係
公務員との身	公務員死亡当時	扶助料改定請求	生	計	関	係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

備考

生計関係欄には、公務員の死亡当時これと同居していた者については、その同居関係を明記し、これと同居していなかった者については、公務員死亡の時点までのこの生活上の相互依存関係を詳記すること。

第二十四号様式

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書

加給の原因となる公務員との身

分	関	係	生	計	関	係
公務員死亡当時	扶助料請求当時	扶助料改定請求	生	計	関	係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

備考

一、生計関係公務員死亡当時の欄には、公務員死亡当時これと同居していた者について、その同居関係を明記し、これと同居しては、その同居関係を公務員の死亡時までのこの生活との相互依存関係を詳記すること。

第二十六号様式

扶助料の加給の原因である遺族の員数の減少申立書

(公務員との身分関係) 氏 名

右の者は、年 月 日の死亡(若しくは成年に到達又は扶助料を受ける者と生計を異にしたこと)に因り、加給の原因である遺族の員数が減少したことを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

第二十八号様式

普通 公務傷病に因る 恩給金額計算書		支給県金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおり取り調べたので給与されたい。		任命権者職名	印
請求者の退職当時の職名、氏名及び生年月日	年 月 日生	実在職年	始 終 期 年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合 計 年 月
退職年月日	年 月 日	加算年	始 終 期 事由年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合 計 年 月
退職の事由		内 除算年	始 終 期 事由年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合 計 年 月
在職年数	年	退職当時の給料年額	円
恩給年額算出率		公務傷病の原因	
公務傷病の原因		傷病にかかった年月日	年 月 日
上記の日から五年経過後の給料年額		症状等差	
恩給法第六十四条ノ二又は改正前の恩給法第八十二条ノ三による控除	控除前の算出額 円 銭	退職当時の給料年額内訳	級 号 給 円 銭 級 号 給 円 銭 前 在 職 年 年
差月数	月	前普通証書記号番号第 号	円 銭
一時恩給基礎給料月額	円 銭	前增加証書記号番号第 号	円 銭
控除額	円 銭	前傷病証書記号番号第 号	円 銭
普通恩給年額	円	前普通恩給年額	円
増加恩給年額	円	前增加恩給年額	円
上記のうち加給年額	円	前傷病年金	円
加給員数	人	傷病年金の金額	円
傷病賜金	円	傷病年金の額の六分の一又は十四分の一又は十六分の一の額に乘ずべき差月数	月
返還総額	円	返還総額	円
每期給額	円 銭	每期給額	円
補償の金額	円	補償の金額	円
障害補償との関係に関する事項		右の六分の一金額	円
補償を受ける事由の発生日	年 月 日	補償を受ける事由の発生日	年 月 日
停止年額	円	停止年額	円
停止の終期	年 月	停止の終期	年 月

備考 公務傷病に因る恩給を請求する者が別に普通恩給を請求中であるときは、請求の年月日を、普通恩給を請求する見込であるときは、その旨を、それぞれ前普通恩給の欄に記載すること。

第二十七号様式

普通 恩給金額計算書		支給県金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおり取り調べたので給与されたい。		任命権者職名	印
請求者の退職当時の職名、氏名及び生年月日	年 月 日生	実在職年	始 終 期 年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合 計 年 月
退職年月日	年 月 日	加算年	始 終 期 事由年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合 計 年 月
退職の事由		内 除算年	始 終 期 事由年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合 計 年 月
在職年数	年	退職当時の給料年額	円
恩給年額算出率	150 = 150 + (加)	公務傷病の原因	
恩給法第六十四条ノ二又は改正前の恩給法第八十二条ノ三による控除	控除前の算出額 円 銭	退職当時の給料年額内訳	級 号 給 円 銭 級 号 給 円 銭 前 在 職 年 年
差月数	月	前普通証書記号番号第 号	円 銭
一時恩給基礎給料月額	円 銭	前增加証書記号番号第 号	円 銭
控除額	円 銭	前傷病証書記号番号第 号	円 銭
普通恩給年額	円	前普通恩給年額	円
每期給額	円 銭	前增加恩給年額	円
恩給法第五十八条ノ三による普通恩給停止期間及び支給年額	普通恩給の額 年 月 日から 年 月 日まで 円 " 5/10 年 月 日から 年 月 日まで 円 " 3/10 年 月 日から 年 月 日まで 円	前傷病年金	円
給与初月	年 月 日から給与	傷病年金若しくは傷病年金又は公務に起因しない傷病に関する事項	

備考 傷病年金若しくは傷病年金又は公務に起因しない傷病に関する事項の欄には請求者が傷病年金又は傷病年金を併給される者であるときは、その恩給証書又は裁定通知書の記号番号を傷病年金又は傷病年金を請求中の者であるときは、その請求の年月日を傷病年金又は傷病年金を請求する見込の者であるときは、その旨を、それぞれ記載し、請求者が公務に起因しない傷病により若年停止の排除を請求する者であるときは、その傷病の程度を記載すること。

00887

第三十号様式

扶助料金額計算書		支給 金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおりに取り調べたので給与されたい。		任命権者職 名	印
公務員の名	実在	始 終 期	年月数
	職 氏	年 月 日から	年 月 日まで
遺族の公務員との続柄、氏名及び生年月日	在 職	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで
公務員に関する事項	加 算	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで
退職(死亡)年月日	除 算	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで
退職の事由又は死因	内 訳	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで
退職(死亡)当時の給料年額	普通恩給年額	年 月 日	円 銭
	一時恩給基礎額	年 月 日	円 銭
恩給年額算出率	控除前の算出額	年 月 日	円 銭
	差 月 数	年 月 日	円 銭
恩給法第六十四条ノ二又は改正前の恩給法第八十二条による控除	普通恩給年額	年 月 日	円 銭
	控 除 額	年 月 日	円 銭
扶助料額	年 類	年 月 日	円 銭
	毎 期 給 額	年 月 日	円 銭
恩給法第七十五条第一項の事項	普通恩給十分の五	年 月 日	円 銭
	右の割	年 月 日	円 銭
恩給法第七十五条第二項の事項	加 給 額	年 月 日	円 銭
	加給員数	年 月 日	人
給 与 初 月	年 月 日	年 月 日	円 銭
	年 月 日	年 月 日	円 銭

備考 扶助料を受けようとする者が二人以上あるときは、総代者たる者の氏名の上部にその旨を明記すること。

00886

第二十九号様式

一時恩給金額計算書		鳥取県知事 殿	提出年月日	年 月 日
下記のとおりに取り調べたので給与されたい。		任命権者職 名	印	
請求者の退職当時の職名及び氏名	実在	始 終 期	年月数	
	職 氏	年 月 日から	年 月 日まで	
退職年月日	在 職	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	
退職の事申	加 算	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	
退職当時の給料月額	内 訳	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	
一時恩給金額	除 算	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	
備 考	年 類	年 月 日	円 銭	
	毎 期 給 額	年 月 日	円 銭	
退職当時の給料年額内訳	普通恩給十分の五	年 月 日	円 銭	
	右の割	年 月 日	円 銭	
加 給 額	加 給 額	年 月 日	円 銭	
	加給員数	年 月 日	人	
給 与 初 月	年 月 日	年 月 日	円 銭	
	年 月 日	年 月 日	円 銭	

第三十五号様式

恩給証書(裁定通知書)再交付申請書

- 一 恩給証書の記号番号(裁定通知書の番号)
- 一 恩給証書の日附(裁定通知書の日附)
- 一 恩給金額

右恩給証書(裁定通知書)を亡失(き損)したから再交付されたく申請する。

退職当時の職名又は公務員との身分関係

本籍
現住所

年

月

日

鳥取県知事

殿

氏

名

印

第三十六号様式

恩給証書再交付申請書

- 一 恩給証書の記号番号
- 一 恩給証書の日附
- 一 恩給金額

右恩給証書は、別紙でん末書のとおり、提示の用に供することが困難であるから、再交付されたく申請する。

退職当時の職名又は公務員との身分関係

本籍
現住所

年

月

日

鳥取県知事

殿

氏

名

印

第三十三号様式

恩給支給金庫指定(変更)届

鳥取県総務部人事課 御中		年 月 日 提出	
下記の県金庫から恩給の支給を受けることを届ける。			
恩給の支給を受けようとする 県 金 庫 名	鳥 取 県 本(支)金 庫		
指 定(変 更)の 期 日	年 月 渡以降		
証 書 記 号 番 号	第 号		
受 給 者	現 住 所		
	氏 名 印	印	

第三十四号様式

印 かん 届

恩 給 の 種 別	証書記 号番号	第 号
	氏 名	
印 か ん	本 籍	
	現住所	
受 付 年月日	年 月 日	備 考

備考 印かん、届は指定県金庫に提出すること。

第三十七号様式

恩給 受給権調査票

- 一 恩給証書記号番号
- 一 受給者住所氏名
- 一 受給権調査期日 昭和 年 月

備考 用紙はなるべく半紙四つ切り大又は半折大とすること。

林業施設補助規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十三号

林業施設補助規則等の一部を改正する規則

第一条 鳥取県林業施設補助規則(昭和二十四年十一月鳥取県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第二条 林業種苗法施行細則(昭和二十四年二月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第三条 森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「所轄地方事務所長」の下に「又は山

林事務所長」を加える。

第四条 鳥取県木炭検査規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第八条第三項中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第十五条第二項中「所轄地方事務所」の下に「又は山林事務所」を加える。

第五条 狩猟法施行細則(昭和二十五年十月鳥取県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十年五月一日から適用する。

出資の受入預り金及び金利等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十五号

出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則(昭和二十九年八月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「毎月翌月五日までに」を、「毎月分を翌月十五日までに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十一号

地方事務所長

鳥取県木炭検査施行手続(昭和二十五年六月鳥取県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

訓令先を「地方事務所長 山林事務所長」に改める。

第二条から第六条まで中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第八条中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第十条から第十四まで中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

附表中「地方事務所長」を「地方事務所長 山林事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し昭和三十年五月一日から適用する。

鳥取県訓令第十二号

地方事務所長

鳥取県県行造林施行手続(昭和二十四年二月鳥取県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

訓令先を「地方事務所長 山林事務所長」に改める。

第二条中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第四条、第五条及び第八条中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第十一条から第十四条まで中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

様式第一号の一、様式第一号の二、様式第二号、様式第三号及び様式第四号中「地方事務所長」を「地方事務所長 山林事務所長」に改める。

告 示

鳥取県告示第二百五十号

鳥取県治山事業施行規程等の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一条 鳥取県治山事業施行規程(昭和二十八年十月鳥取県告示第四百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「所轄地方事務所長」の下に「は山林事務所長」を加える。

第二条 鳥取県災害林道復旧事業補助規程(昭和二十九年十一月鳥取県告示第五百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加え、「鳥取市」及び「東部地方事務所」を削る。

第三条 森林害虫防除施設補助規程(昭和二十二年八月鳥取県告示第三百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第四条 鳥取県展示林設置規程(昭和二十七年三月鳥取県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第五条 民有林開発緊急林道施設補助要綱(昭和二十六年二月鳥取県告示第六十号)の一部を次のように改正する。

第十三号中「所轄地方事務所長」の下に「又は山林事務所長」を加える。

第六条 鳥取県水源林造成事業施行要綱(昭和二十八年

